

# 令和5年度第1回静岡県てんかん治療医療連携協議会 議事録 概要版

## 1 開催概要

日時：令和5年9月28日（木）10時00分から11時30分

場所：障害者働く幸せ創出センター会議室A B（集合及びZoomにて開催）

## 2 議題

- (1) 静岡県てんかん地域診療連携体制整備事業について
- (2) 令和4、5年度静岡県てんかん地域診療連携体制整備事業実施報告について
- (3) 令和5年度活動計画について
- (4) その他（静岡県保健医療計画の改定について）

## 3 内容

### 議題(1) てんかん地域診療連携体制整備事業について

- ・2015年度から厚労省モデル事業でてんかん診療拠点機関の指定が開始。当初全国で8病院だったものが現在は28病院となった。
- ・支援拠点病院の他に、日本てんかん学会が認定する施設に包括的てんかん専門医療施設があり、現在21施設が指定されている。

### 議題(2) 令和4、5年度静岡県てんかん地域診療連携体制整備事業実施報告について

- ・7月以降外来初診患者数が若干増加傾向。コロナによる受診控えが減り始めてきたことによると思われる。
- ・初診患者の診断では、約3割がてんかんでないと診断される。てんかんか否かは人生に大きな影響があり、誤った診断・治療は大きな問題。これらの方が受診し再度診断されること重要である。
- ・てんかんは慢性疾患である一方で発病当初の治療も重要であり、総合病院で1年以上治療しても発作が抑制されない場合は、より専門的な医療機関に紹介し、診断・治療を見直すといったガイドラインを整備することも必要。
- ・インターネットで「てんかん相談」と検索すると、てんかん拠点病院の紹介やてんかん協会が案内されるようになり相談の場が増えてきたと考えられる。
- ・相談窓口への相談件数は328件。減少傾向だが、インターネットの普及によりてんかんQA等で知識を得やすくなりつつあると考えられる。
- ・当院では県内3か所でてんかん市民講座を行っており、今年度は9/3に中部地区でてんかん市民公開講座が行われた。
- ・R5.2には藤枝 MYFC の試合に合わせパープルデーグッズを1500部配布した。

### 議題(3) 令和5年度活動計画について

- ・静岡市医師会とはてんかん診療連携を一昨年から開始。当院とクリニック間で、休日夜間の投薬等はクリニック、専門的な部分は当院といった役割分担を考えており、昨年度は9件、今年度は現時点で7件の連携を実施。
- ・具体的には「てんかん連携パス」を作成し、当院とクリニックそれぞれが治療の注意点や副作用での困りごと等を記入し連携を実施。
- ・現在は静岡市内だけで実施しているが、今後は県内の他市の医療機関とも連携を進めたいと考えている。
- ・当院では医師、看護師を主な対象としたセミナーも開催しており、令和2～3年度はコロナの影響で中止していたが、昨年度以降徐々に再開している。

### ○意見交換

- ・年1回てんかんセンターのフォローを受け、その後はクリニックで対応する形の患者が何人かいる。静岡市に限らず他市でも連携パスを採用してほしい。
- ・てんかんセンターでの再度診断時にてんかんでないとされる方が3割程度いるとのことだが、当初の診断から再診断までどのくらいの期間が経過しているのか。  
⇒具体的なデータはない。最も良い場合ではクリニックでの診断に迷いすぐに当院に相談というパターンだが、長期間てんかんとして治療しても改善せず、1～2年経過後に当院を受診という場合もあり、もう少し早く紹介してもらえればと思うこともある。そのため地域の医療機関との連携には、てんかんを見ている先生方への周知が重要で、当院としても紹介しやすいと思ってもらえるよう努めたい。(てんかんセンター回答)
- ・連携パスが導入され、地域のクリニックを受診することとなった場合でも必要時にてんかんセンターに対応してもらおうことはできるのか。  
⇒連携パスが導入されたからといって地域のクリニックに任せきりにするという事はない。(てんかんセンター回答)
- ・てんかんをもつ子供向けの学習プログラム MOSES について、入院するということがハードルであるため、外来でのプログラムの導入も検討してほしい。

### 議題(4) その他（静岡県保健医療計画の改定について）

- ・次期保健医療計画は2024～2029年までの6年間を対象で、今年度改定予定。
- ・次期計画では、本県の状況として外来・入院患者数や、学校関係者への理解普及の必要である旨を、施策の方向性には、身近な地域で継続的な治療が可能となるよう外来医療機関を確保する旨を追記予定。

## ○意見交換

- てんかん患者の多くが自立支援医療を利用しているが、自立支援医療は県の指定を受けた医療機関でしか使用できないため、地域との連携にあたっては、県から医療機関への自立支援医療機関の指定申請の勧奨をお願いしたい。
- てんかんは知的障害や精神障害等を併発する場合があるが、一般の方ではてんかんに他の障害が重なっていることを知らないと思われる。一口にてんかんと言っても重度の方もいれば免許を取れる人、結婚できる人もいて難しいと思うが、併発する他の障害についても記載に盛り込むことを検討してほしい。